

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成 28 年 1 月 1 日付けで行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

二女を別世帯として認定することに納得・了解していない。それを前提とした保護変更決定は受け入れられない。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項により、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成 29 年 2 月 28 日	諮問
平成 29 年 4 月 14 日	審議（第 8 回第 3 部会）
平成 29 年 5 月 24 日	審議（第 9 回第 3 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

法 8 条 1 項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和 38 年 4 月 1 日厚生省告示第 158 号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされており、保護費は、保護基準に従って、要保護者各々について具体的に決定される。

保護基準によれば、12 月の保護費の算定に当たっては、期末一時扶助費を計上することとされており、東京都〇〇市が属する級地区分「1 級地－1」の世帯人員 1 人の場合の期末一時扶助費の額は、13,890 円とされている（保護基準別表第 1・第 1 章・1・(2)・ア及び別表第 9・1・(1)）。

2 これを本件についてみると、処分庁は、請求人に係る平成 28 年 12 月の保護費について、保護基準に基づき、期末一時扶助費（13,890 円）を計上し、最低生活費を 138,900 円と算定する旨の本件処分を行ったことが認められる。

そうすると、期末一時扶助費を計上する旨の認定を行った本件処分は、上記 1 の法及び保護基準に則り適正になされたものであり、違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人は、上記（第 3）のとおり主張し、本件処分の違法性又

は不当性を主張しているものと解される。

しかし、これまで請求人と同一世帯員であった〇〇さんを別世帯として認定し、請求人を単身世帯として保護適用することとした処分については、28総総法査第〇〇号の答申において述べたように、法令等の定めに基づき、適正になされたものであり、違法又は不当な点を認めることはできない。したがって、請求人の上記主張は理由がないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成